いわき都市計画地区計画の決定
【いわき市復興整備計画（いわき市決定）】

都市計画岩間町小原地区計画を次のように決定する。

<table>
<tr><td colspan="3">名　　称</td><td>岩間町小原地区計画</td></tr>
<tr><td colspan="3">位　　置</td><td>いわき市岩間町小原の一部の区域</td></tr>
<tr><td colspan="3">面　　積</td><td>約１．５ｈａ</td></tr>
<tr><td rowspan="3">区域の整備・開発及び保全の方針</td><td colspan="2">地区計画の目標</td><td>当地区は、東日本大震災により甚大な被害を受けた岩間町の市街地復興のため、土地区画整理事業により、市街化調整区域内の高台に造成された住宅地である。
このため、居住環境の悪化を未然に防止し、周辺の自然環境と調和した良好な住環境の形成を図ることを目標とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">土地利用の方針</td><td>周辺の自然環境と調和した良好な住宅地としての土地利用を基本としつつ、集会所及び日常生活に必要な店舗等の誘導を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の整備方針</td><td>周辺の自然環境と調和した良好な住環境を形成し、かつ保全するため、建築物等の用途の制限を行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地区整備計画</td><td rowspan="2">建築物等の制限に関する事項</td><td>建築物等の用途の制限</td><td>次に掲げる建築物及びこれに付属する建築物以外は建築してはならない。
１　一戸建ての住宅（下記２、３、４に掲げる建築物の部分を兼ねるものを含む。）
２　店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの（建築基準法別表第２(は)項第五号に掲げる建築物）のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が、150 ㎡以内のもの（３階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
３　事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が 150 ㎡以内のもの（３階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
４　診療所
５　公民館、地区集会所
６　巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物（建築基準法別表第２(い)項第九号に掲げる建築物）
７　倉庫業を営まない倉庫でその用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 ㎡以内のもの（３階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</td></tr>
<tr><td colspan="3">備　　考</td><td></td></tr>
</table>

「区域及び建築物等の用途の制限は計画図表示のとおり」

理　由

平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災により甚大な被害を受けた岩間町の市街地復興に向けては、海岸沿いの市街地エリアと常磐バイパス北側の高台エリアを合わせた約１１．５ｈａで岩間震災復興土地区画整理事業が行われている。

このうち、市街化調整区域である高台エリアにおいては、居住環境の悪化を未然に防止し、周辺の自然環境と調和した良好な住環境の形成を図るため、復興整備計画に記載し、本案のとおり地区計画を決定しようとするものである。

1：25,000 いわき都市計画図No.2

いわき都市計画図(2)

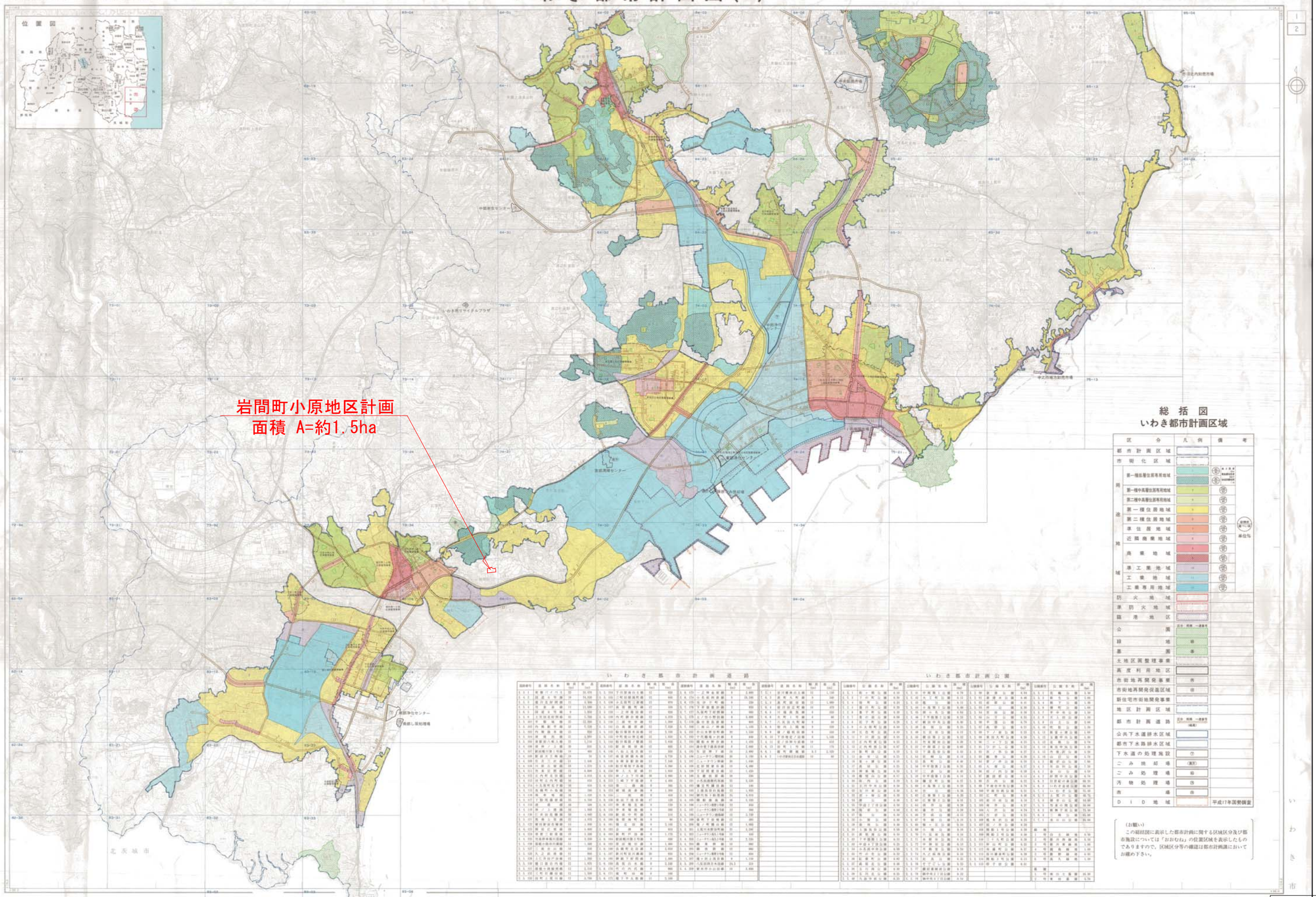

（お願い）
この縦覧図に表示した都市計画に関する区域区分及び都市施設については「おおむね」の位置区域を表示したものでありますので、区域区分等の確認は都市計画課においてお願い下さい。

都市計画総括図
いわき都市計画区域
（縮尺 1／25 000）
いわき市

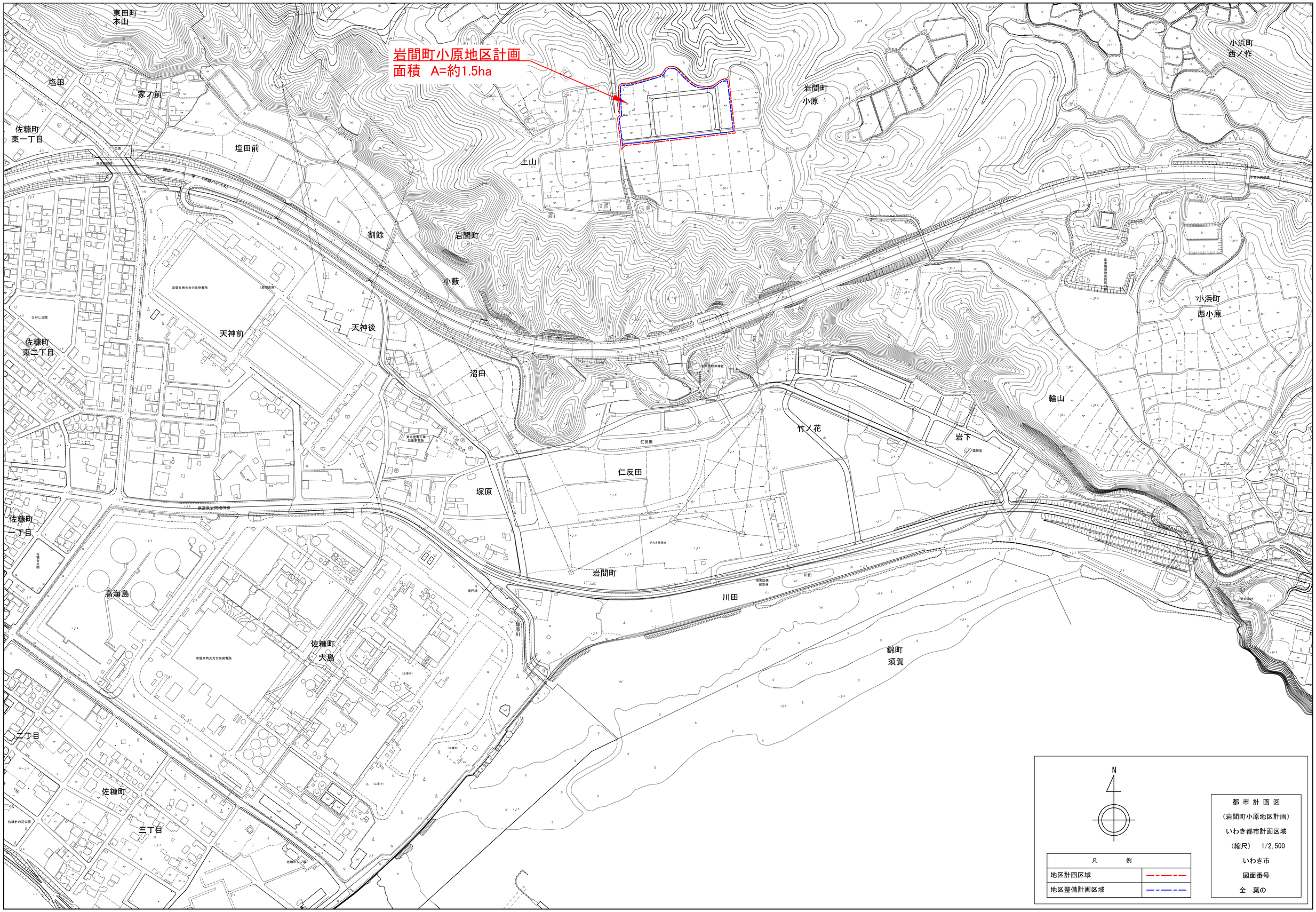
岩間町小原地区計画
面積　A=約1.5ha
東田町
本山
塩田
家ノ前
佐糠町
東一丁目
塩田前
上山
岩間町
小原
小浜町
西ノ作
割餘
岩間町
小藪
常磐共同火力勿来発電所
天神前
天神後
佐糠町
東二丁目
沼田
輪山
竹ノ花
岩下
小浜町
西小原
仁反田
塚原
佐糠町
一丁目
高海島
岩間町
川田
錦町
須賀
佐糠町
大島
二丁目
佐糠町
三丁目
N
凡　　例
地区計画区域
地区整備計画区域
都市計画図
（岩間町小原地区計画）
いわき都市計画区域
（縮尺）　1/2,500
いわき市
図面番号
全　葉の